令和５年２月

【 大丈夫？オンラインゲームの課金トラブル 】

【相　談】

１２歳の孫がスマホゲームのアイテム購入で課金していたことがカードの請求で分かった。孫は、有料とは知らなかったというが、１０万円の請求があり、プラットフォーム事業者に取消申請をしたが、未成年者取消権は使えないという。他に手立てはないだろうか。

【アドバイス】

「親の知らない間に、子どもがゲームのアイテム等に課金して高額な請求をされた」「家族のスマホで子どもがゲームの有料アイテムを何度も購入し、クレジットで引き落とされていた」といった、未成年者が保護者の許可なく行った高額課金に関する相談が増えています。トラブル発生時には、オンラインゲームの運営会社や課金の決済を行うプラットフォーム事業者など関連事業者が複数あり、問合わせや交渉の仕方が分からないこともあります。ひとりで悩まず早めに最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

未成年者が親の同意を得ずに行った契約は、民法の「未成年者取消権」により取り消しできるとされていますが、未成年者が、成年と偽るなどの不正があれば、取り消しできないこともありますし、未成年者が親名義のクレジットカードを無断で利用した場合、保護者の監督責任を問われる可能性があります。

オンラインゲームの種類は様々で、基本料金は無料でも、有料のアイテムなどを購入しなければ進行が難しくなるなど、プレイ途中に課金が発生するものもあります。思わぬ課金トラブルを避けるには、「ペアレンタルコントロール」など、課金額を予め利用制限できる機能を設定し、管理を徹底しましょう。また、子どもが遊ぶゲームの仕組みや、支払い方法について確認し、一緒に遊び方のルールを決めることも大切です。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**